

自動車業界におけるEPA活用と その取り組み

令和2年7月17日

日本自動車工業会・特惠原産地規則分科会
日本自動車部品工業会・国際物流ワーキンググループ



三菱ふそうトラック・バス株式会社
生産本部
サプライチェーンマネジメント統括部
海外生産総括部
石川 裕之

(略歴)

- 1985年 三菱自動車工業に入社。名古屋自動車製作所・生産技術部にて設備計画・工法計画、生産管理部にて新車種生産準備を担当。
- 1994年 同本社・海外業務部にてKD受注／出荷・トラック・バス生産計画を担当。
- 2003年 トラック・バス部門分社に伴い三菱ふそうトラック・バスに移籍。海外業務部・販売管理部にて安全保障貿易管理・IT・コンプライアンス・EPAを担当。
2019年より現職。

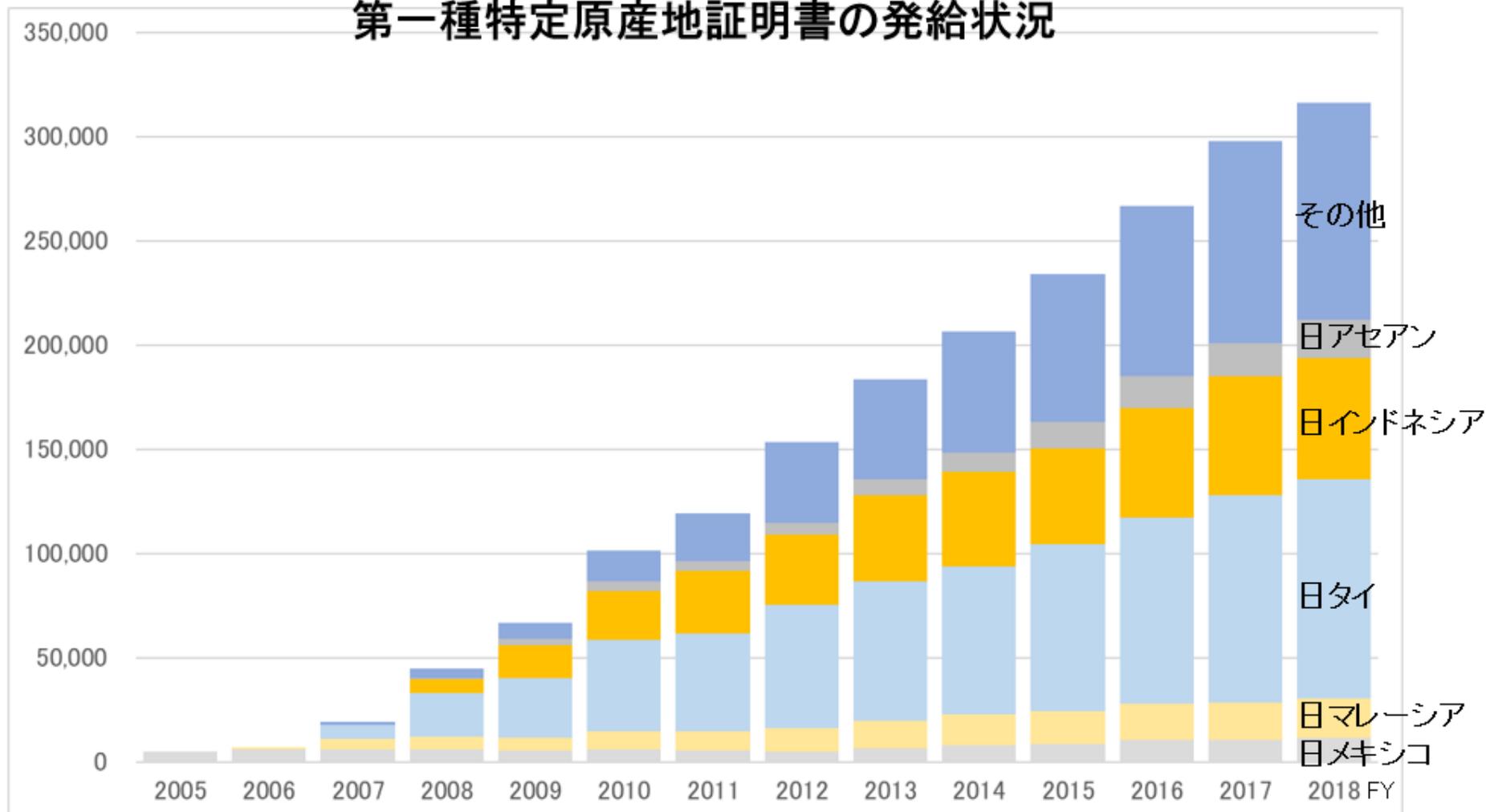
1. EPAの活用
2. 原産性調査
3. 自動車業界の取り組み

1. EPAの活用
2. 原産性調査
3. 自動車業界の取り組み

EPAの活用には原産地証明が必要であり、**発給数は年々増加**

発給数(件)

第一種特定原産地証明書の発給状況



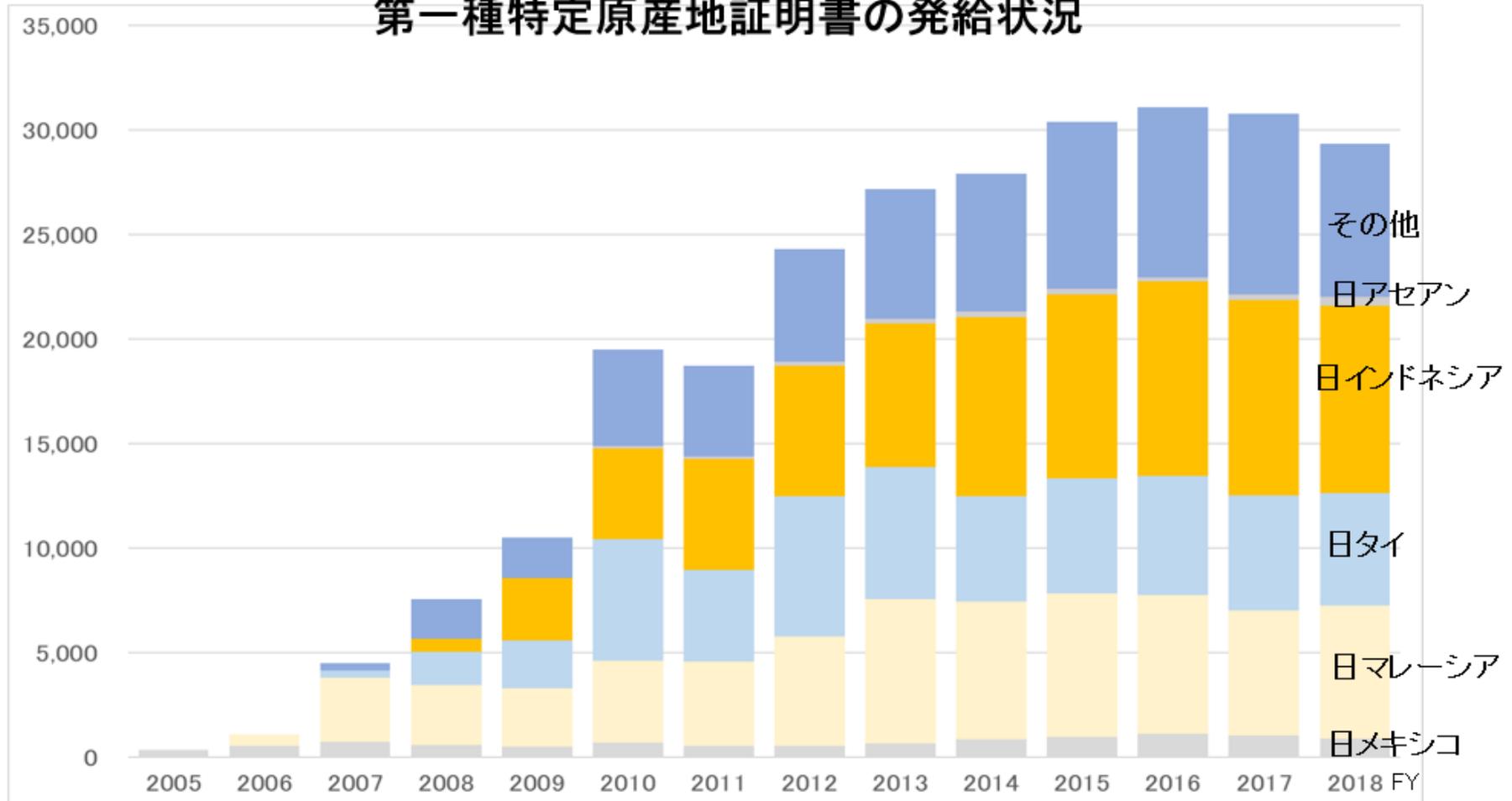
出所:経済産業省「日本商工会議所での原産地証明書発給」

自動車業界における第一種特定原産地証明書の発給数 6

自動車業界においても、発給数は年々増加傾向にある

発給数(件)

第一種特定原産地証明書の発給状況



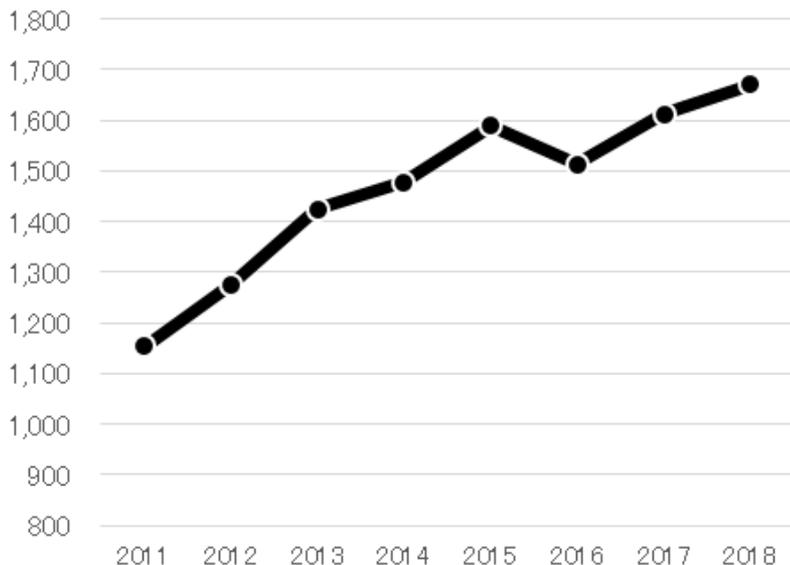
※HSコード第87類(鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び付属品)の発給件数を抽出

出所:日本商工会議所

自動車業界は2005年発効の日メキシコ協定からEPAを活用し始め輸出拡大
日本の輸出において、自動車関連は約2割を占める

自動車製品輸出額推移(FOBベース) (四輪車、部品・付属品、二輪車・部品)

単位: 百億円

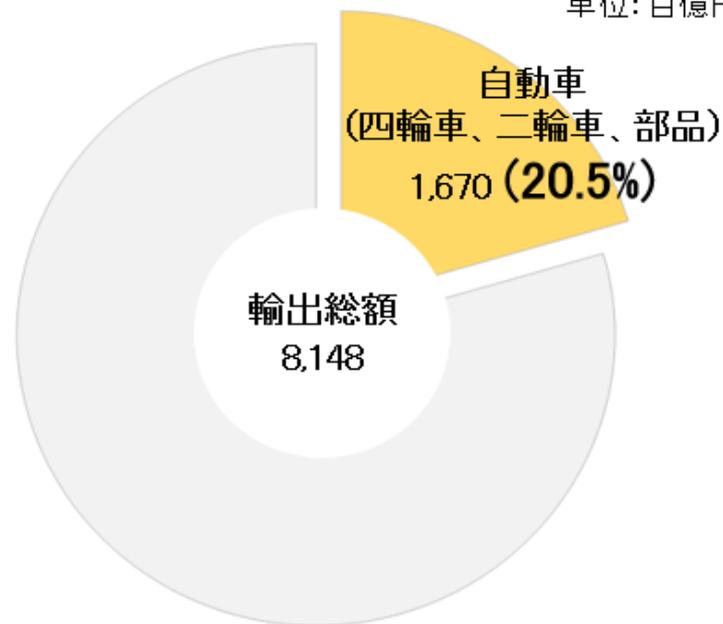


出所: 財務省「外国貿易概況」

リーマンショックや東日本大震災後、
自動車輸出額は回復傾向

2018年主要商品別輸出額(FOBベース)

単位: 百億円

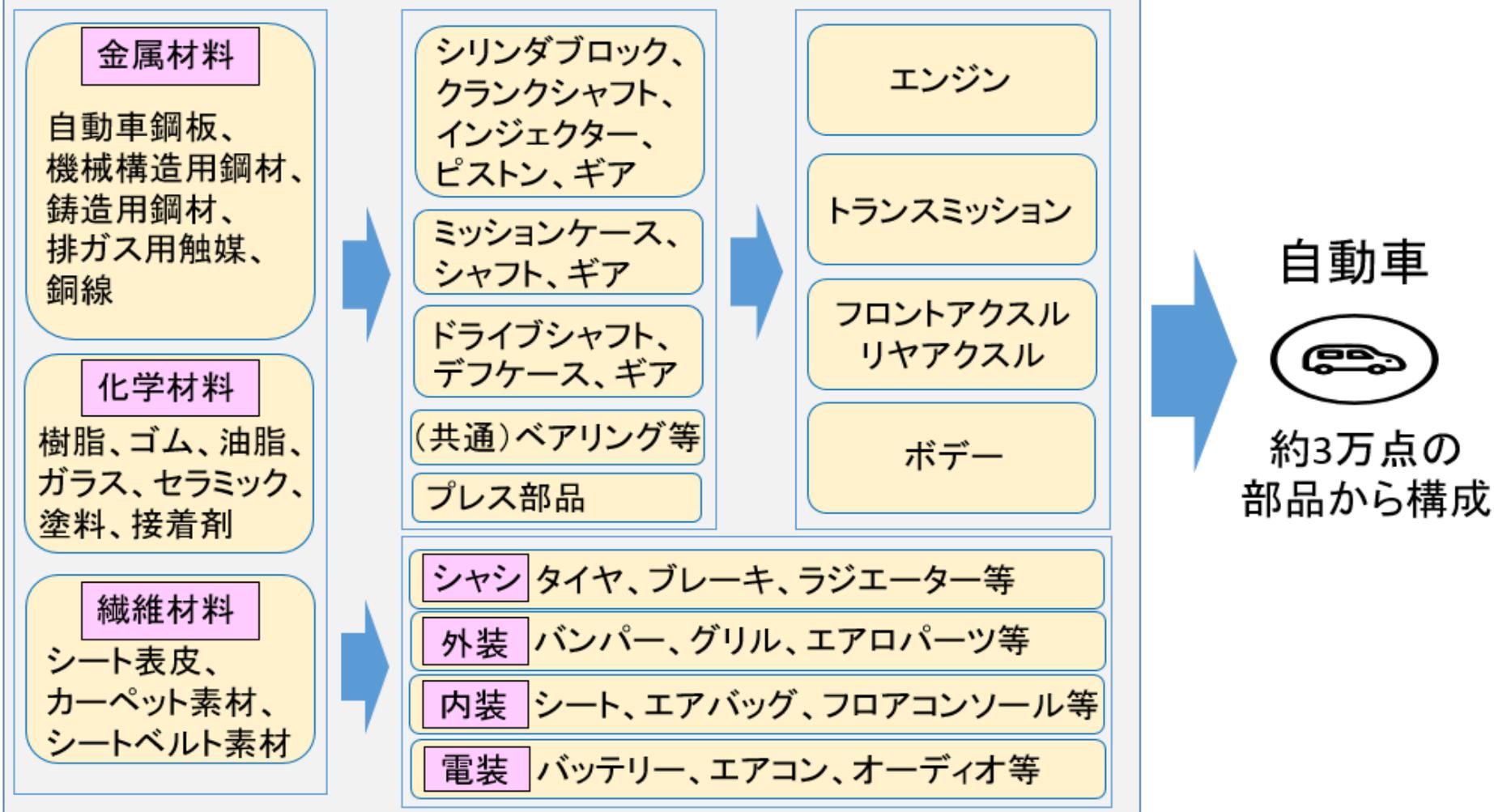


出所: 財務省「外国貿易概況」

自動車製品の輸出は、
日本の輸出全体の約2割を占める

自動車輸出されるまで、多数の部品メーカーが自動車製造に携わるサプライチェーンは、日本の「ものづくりの力」となっている

自動車の主要構成材料・部品



EPA活用は自動車業界サプライチェーン全体の競争力強化に繋がる国内生産を維持・拡大させ、日本国内に「ものづくりの力」を維持

日本製品の競争力を強化し輸出拡大するためにEPAの関税削減を活用

EPAがもたらすビジネスインパクト(マレーシアの例)



日本で製造した2500cc以上の
ガソリン車(ステーションワゴン)



300万円(CIF価格)

輸出

輸入販売会社の仕入(輸入)

■ CIF価格
■ 関税額(CIF価格×関税率)
▨ 物品税額(CIF価格+関税額)×105%

EPAを利用しない場合
(通常関税率30%)

300
万円

90
万円

410
万円

計800
万円

EPAを利用する場合
(EPA関税率0%)

300
万円

315
万円

計615
万円

差額
185万円

※EPA活用しない場合、EPAを活用する他国の自動車メーカーと比較し競争力低下

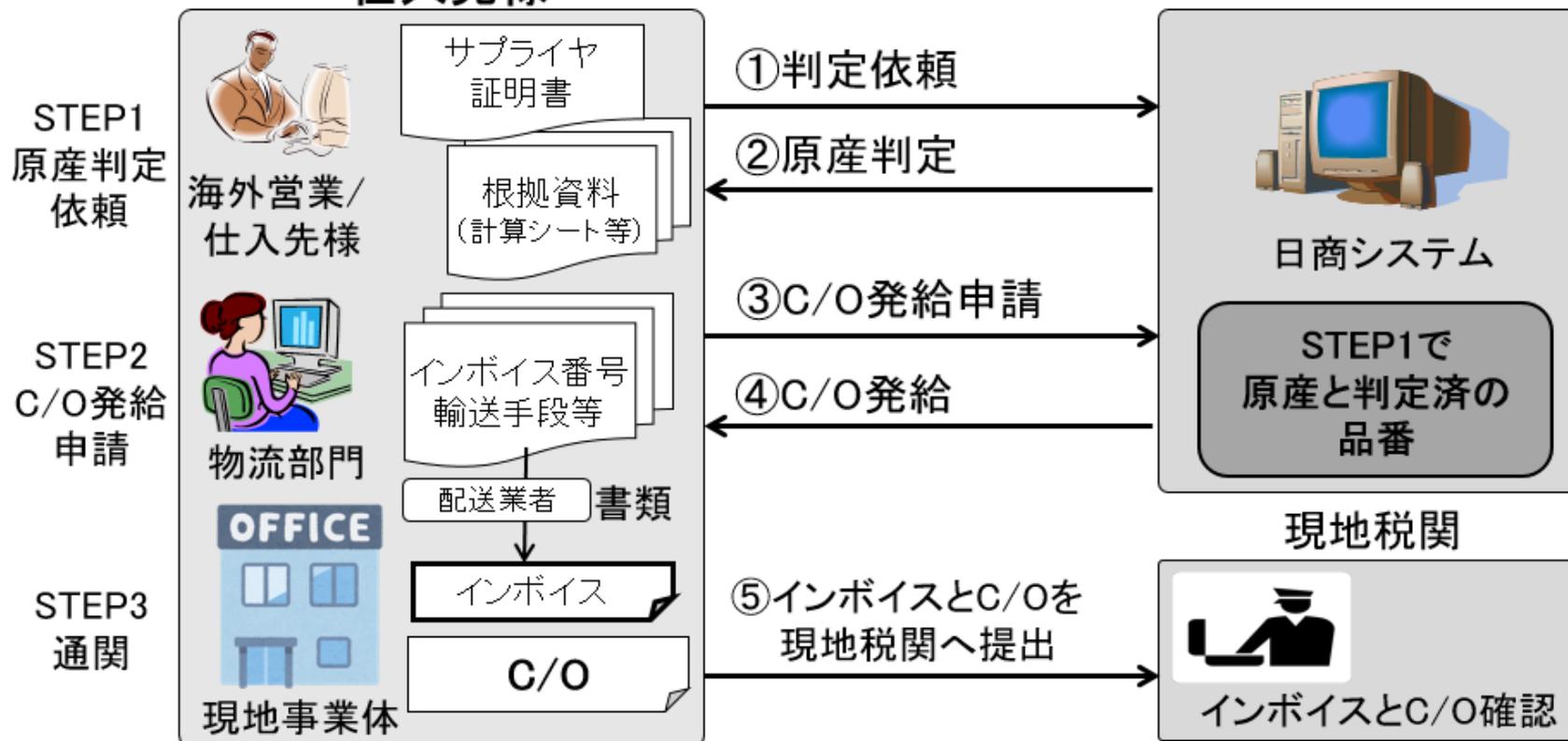
台当たり185万円の改善を原資に日本製車両の競争力強化し販売拡大
日本からの輸出維持・増加に繋がり、サプライチェーン全体にとってプラス

EPAの活用には、**特定原産地証明書(C/O)**が必要

C/O作成には**様々な調査や手続き**を要し、部品メーカーにもご協力いただいている

第三者証明方式の例

仕入先様



※日EU協定等で採用されている自己申告制度の場合は、日商へ原産判定・発給申請を行う代わりに自動車メーカーが部品メーカーご協力の下、原産判定し自己申告する

1. Exporter's Name, Address and Country: Toyota Motor Corporation 1, Toyota-cho, Toyota City, Aichi 471-8571, JAPAN		Reference No. 170078560228401207	Number of page 1 / 9
2. Importer's Name, Address and Country: TOYOTA MOTOR PHILIPPINES CORPORATION SANTA ROSA-TAGAYTAY ROAD, SANTA ROSA, LAGUNA 4026, PHILIPPINES		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP	
3. Means of transport and route Name of loading port: NAGOYA, JAPAN Name of Discharging port: MANILA, PHILIPPINES Name of Vessel/Flight number: CALLAO BRIDGE Date of Shipment: November 26, 2017			[FORM JP] CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code			5. Origin criterion
7. Invoice number and date			
1): BOLT, W/WASHER (9011912410) : 731815		C	990 PCS KDG-65491 November 23, 2017
2): SCREW, BINDING TAPPING (9016450031) : 731814		C	8000 PCS KDG-65491 November 23, 2017
3): BOLT, FLANGE (9155281035) : 870390		C	2100 PCS KDG-65491 November 23, 2017
4): CLIP (9046705114) : 732690		C	700 PCS KDG-65491 November 23, 2017
5): CLAMP, WASHER HOSE (8537152110) : 732690		C	2000 PCS KDG-65491 November 23, 2017
6): MOULDING, DOOR EDGE PROTECTION (7573912011) : 401699		C	450 PCS KDG-65491 November 23, 2017
7): NUT, CASTLE (9017112007) : 731816		C	1500 PCS KDG-65491 November 23, 2017
8): INSULATOR, DRIVE SHAFT HEAT, NO. 1 (4349852130) : 854690		C	250 PCS KDG-65491 November 23, 2017
9): INSULATOR, DRIVE SHAFT HEAT, NO. 2 (4882152040) : 731815		C	1000 PCS KDG-65491 November 23, 2017
I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is JAPAN		It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: The Japan Chamber of Commerce and Industry	
Place and Date: Nagoya, November 27, 2017		Stamp: 	
Signature: 		Place and Date: Nagoya, November 27, 2017	
Name (printed): Kaori Nishikawa		Signature: 	
Company: Toyota Motor Corporation			

(ご参考)一般原産地証明書

- 一般原産地証明書とは、相手国の法律や規則に基づき、貨物の原産地を証明するもの。
- 自動車であれば、最後に組立てが行われた場所(最終生産地)を原産国として記載する。
- 各地の商工会議所が発行機関となっている。
⇒特定原産地証明書とは異なるもの。

第一種特定原産地証明書

1. EPAの活用
- 2. 原産性調査**
3. 自動車業界の取り組み

原産性調査は各協定毎の複雑なルールの理解と遵守が必要
自動車は部品点数が多くサプライチェーンが深いこと等により、多くの部品メーカーに作業にご協力いただいている

原産性調査 の難しさ

- ① 複雑な
原産地規則
- ② 難しい
HSコード分類
- ③ 工数が掛かる
情報入手
- ④ 書類作成の
工数と保管期間

×

自動車業界特有 の難しさ

- ① 数多い構成部品
- ② サプライチェーン
の深い階層
- ③ 多様な
サプライチェーン
- ④ 未統一の手続き
やフォーマット

×

拡大する 経済連携協定

- 既存協定
第三者証明制度
- 日メキシコ、日マレーシア
 - 日チリ、日タイ、日インドネシア
 - 日ブルネイ、日ASEAN
 - 日フィリピン、日スイス
 - 日オーストラリア、日モンゴル
- ※日オーストラリアは自己申告制度も選択可能
- 新規協定
自己申告制度
- TPP11 日EU EPA
 - 日米貿易協定

自動車は原産性調査が最も難しく工数を要する製品のひとつ

協定毎・品番分類（≒HSコード）毎に**様々なルール**（原産地規則）が設定
 協定毎・品番分類毎に**該当するルールを確認**の上、対応が必要

原産地規則の一例

－ 日EU協定 付録三 B-1の規定 －

第八七〇三・二一号から第八七〇三・九〇号までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ
 (注) 注 この節の規定の適用上、「ホワイトボディ」とは、金属部品が溶接された塗装前の車体をいい、フレーム及び車体部品の組立を含み、次のものの枠組構造の組立を除く。
 エンジン シヤシの部分組立品及びトリム(ガラス、腰掛け、椅子張り用品、電子部品等)
 可動部品(ドア、トランク、ボンネット及びフェンダー)第七二・〇七項、第七二・一八項
 及び第七二・二四項の非原産である鉄鋼製の半製品の産品からの生産
 (注)

注 関連する生産工程の基準を適用するため、

(a) 次に掲げるホワイトボディの部品は、当該ホワイトボディの一部を構成する場合には、鉄鋼製のものでなければならない。

Aピラー、Bピラー及びCピラー又はこれらに相当する部品

サイドメンバー又はこれに相当する部品

クロスメンバー又はこれに相当する部品

フロアサイドレール又はこれに相当する部品

サイドパネル又はこれに相当する部品

ルーフサイドレール又はこれに相当する部品

ダッシュボードサポート又はこれに相当する部品

ルーフサポート又はこれに相当する部品

リアウォール又はこれに相当する部品

ファイアウォール又はこれに相当する部品

バンパービーム又はこれに相当する部品

フロアパン又はこれに相当する部品

(b) 部品又は部品の組合せは、その名称にかかわらず、(a)に掲げる部品と同一の機能を果たす場合には、同様に鉄鋼製のものでなければならない。

自動車・自動車部品で使われる 原産地規則とHSコードの種類

	原産地規則	HSコード
TPP11	22	73
日EU	25	166
日インドネシア	4	82
日インド	7	106
日オーストラリア	7	32
日タイ	9	178
日チリ	7	138
日フィリピン	8	167
日ベトナム	8	102
日ペルー	10	125
日マレーシア	6	189
日メキシコ	54	139

他に日米貿易協定等あり。協議中のRCEP等、今後EPAは拡大

原産地規則の特定や原産性調査には**世界共通のHSコードが必要**
HSコードの分類には**製品情報とルール**の専門知識が必要

●HSコード（「輸出入統計品目番号」、「関税番号」、「税番」）

- 世界200カ国以上で共通
- あらゆる貿易対象品目を6桁の数字で表す
- 同一の番号であれば同一品目を示す

●HSコードの用途

輸出入統計

輸出入の税関申告の際のHSコードでとりまとめ統計を作成

税率

HSコードごとに税率が設定

原産地規則

HSコードごとに原産地規則が設定

●HSコードの改訂

- 通常5年ごとに改訂
- 技術の進化や新製品の登場により、HSコードは新設、分化、集約
- 輸出入申告は最新のHSコードだが、原産性調査のHSコードは協定が定めた基準年のHSコード

●HSコードの分類

「関税率表の解釈に関する通則」（ルール）に従って、機能/素材/形状/大きさ/用途情報等をもとに分類

●HSコード分類の難しさ

• 素材違い（例：クリップ）

鉄製：732620

プラスチック製：392630

同じクリップでも素材で異なる

• HS年違い（例：エアバッグ）

HS2002年：870899

HS2007年：870895

同じエアバッグでもHS年で異なる

• 解釈違い（例：車体とバンパーの間のブラケット）

卑金属製品の自動車への取付具：830230

バンパーの部分品：870810

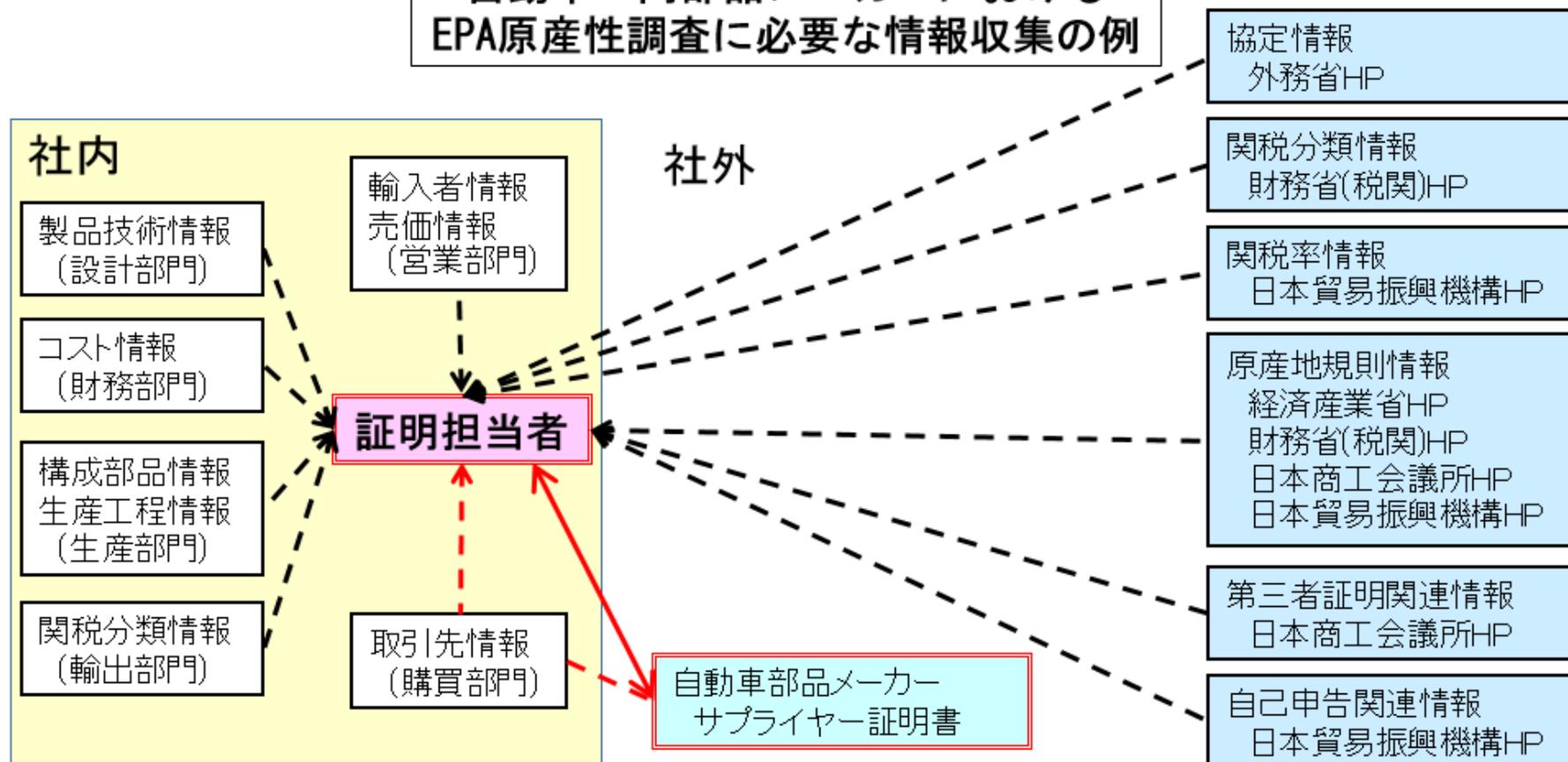
車体の部分品：870829

自動車の部分品附属品のその他：870899

同じブラケットでも解釈によって異なる

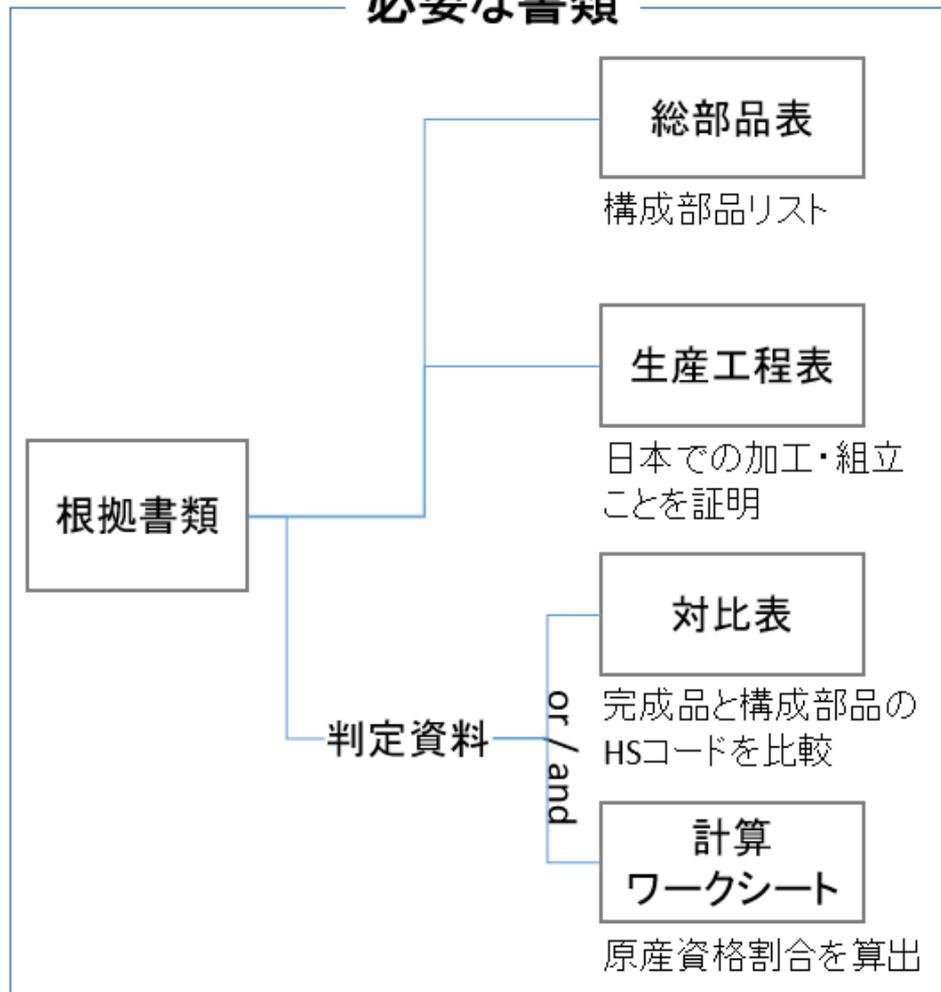
原産性調査には様々な情報が必要であり、社内/外の協力が不可欠
部品メーカーの原産性調査の担当者には、それら情報を集約してまとめ、
日本原産を立証することにご協力いただいている

自動車・同部品メーカーにおける EPA原産性調査に必要な情報収集の例



原産地証明取得には、**根拠書類の作成と提出が必要**
 輸入国税関の監査に備えて、**各協定の規定に沿って根拠書類を保管**

必要な書類



書類の保管期間

協定	期間
日メキシコ	原産地証明書の発給日の翌日から 5年間
日マレーシア	
日チリ	
日タイ	
日インドネシア	
日フィリピン	
日インド	
日ペルー	
日オーストラリア	
日スイス	
日ベトナム	
日アセアン	
TPP11	原産地証明書作成日から 5年間
日EU	申告文作成日から 4年間

自動車は構成部品が多いため(約3万点)、多くの部品メーカーに原産性調査にご協力いただいている

さらに最近のEPAの原産地規則厳格化により、今まで以上に調査件数増加

【対象部品】生産国:日本、製造
【協定名】日アセアン協定
【適用した原産地規則】付加価値

ワイヤハーネスの計算ワークシートの例

※原産地を定めて本資料を作成した例

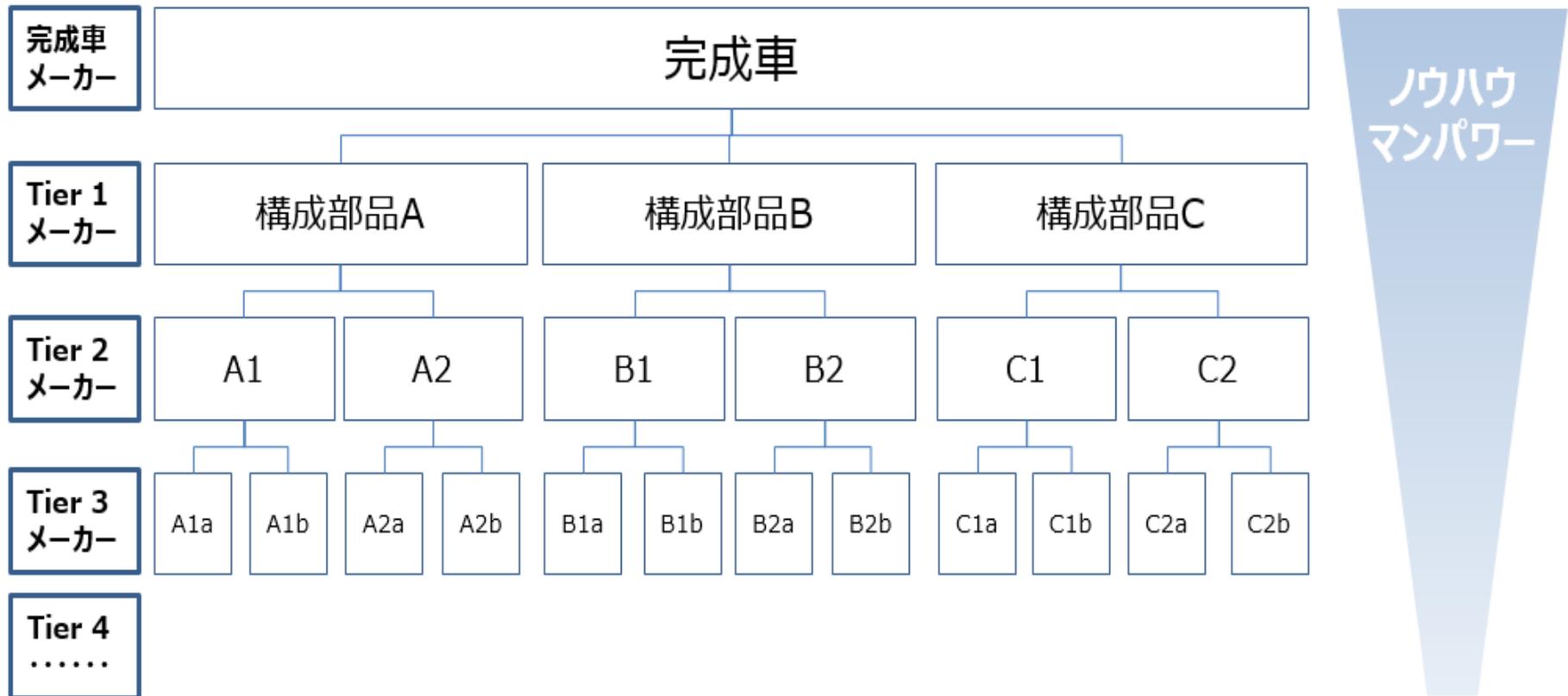
※本資料ではなく、生産者からの調査結果に基づいて作成した場合は、必ず「ワイヤハーネス」の欄に記載してください。

HS番号	商品名	FOB価格 (品目別価格)	FOB価格 (円換算)	付加価値	非原産材料価格	原産資格割合	基準値
8544.80	ワイヤハーネス	¥64	¥6,800	¥4,400	¥1,400	76%	40
□原料料等の構成 (HS番号の記載は原則不要)							
HS番号	商品名	原産/非原産	単価	原産情報	取扱情報		
(8448)	Tape cartridge	原産(マレーシア)	¥...	BT&T協定証明書(マレーシア発給): 原産	在岸出庫処理、輸入インボイスの発行		
(8501)	モーター	原産(マレーシア)	¥...	BT&T協定証明書(マレーシア発給): 原産	在岸出庫処理、輸入インボイスの発行		
(8505)	フェライトコア	原産(マレーシア)	¥...	サブテナーからの資料(△△factory)	在岸出庫処理、輸入インボイスの発行		
(8582)	LED	原産(日本)	¥...	サブテナーからの資料(■製造所△△工場)	在岸出庫処理、取引契約書、国内インボイス		
(8544)	架線	原産(日本)	¥...	サブテナーからの資料(□株式会社△△工場)	在岸出庫処理、取引契約書、国内インボイス		
		原産材料価格合計	¥1,100				
(8917)	プラスチック製筐	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(8928)	プロテクター	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(8926)	Drive gear	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(4016)	ワッシャー	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(5901)	線状製テープ	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(7312)	Receipts	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(7312)	Tapping screw	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(7312)	Nut	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(7312)	Class fuse	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(7312)	Springs steel	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(7320)	Surge absorbers	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(7320)	ばね	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(8310)	サインプレート	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(8008)	はんだ	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(8538)	電圧検知器	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(8534)	印刷回路	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(8536)	接点子	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
(9407)	フラスナー(留め具)	非原産	¥...		原産算出のワークシート、数字を乗付する必須・任意、輸入インボイス、在岸出庫処理		
		非原産材料価格合計	¥1,400				
生産コスト 経費		-	¥2,700	経費等除却済			
税金		-	¥400	経費等除却済			
輸送コスト チャージ		-	¥200	経費等除却済、国内輸送取引明簿、通関料等取引明簿等			
		素材料費合計	¥6,800				

出所: 経済産業省原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示(2019年10月改訂)

- 求められる原産資格割合※が高い最近のEPAの活用には、多くの調査が必要
※完成品に含まれる「原産材料(国産の材料)の割合」

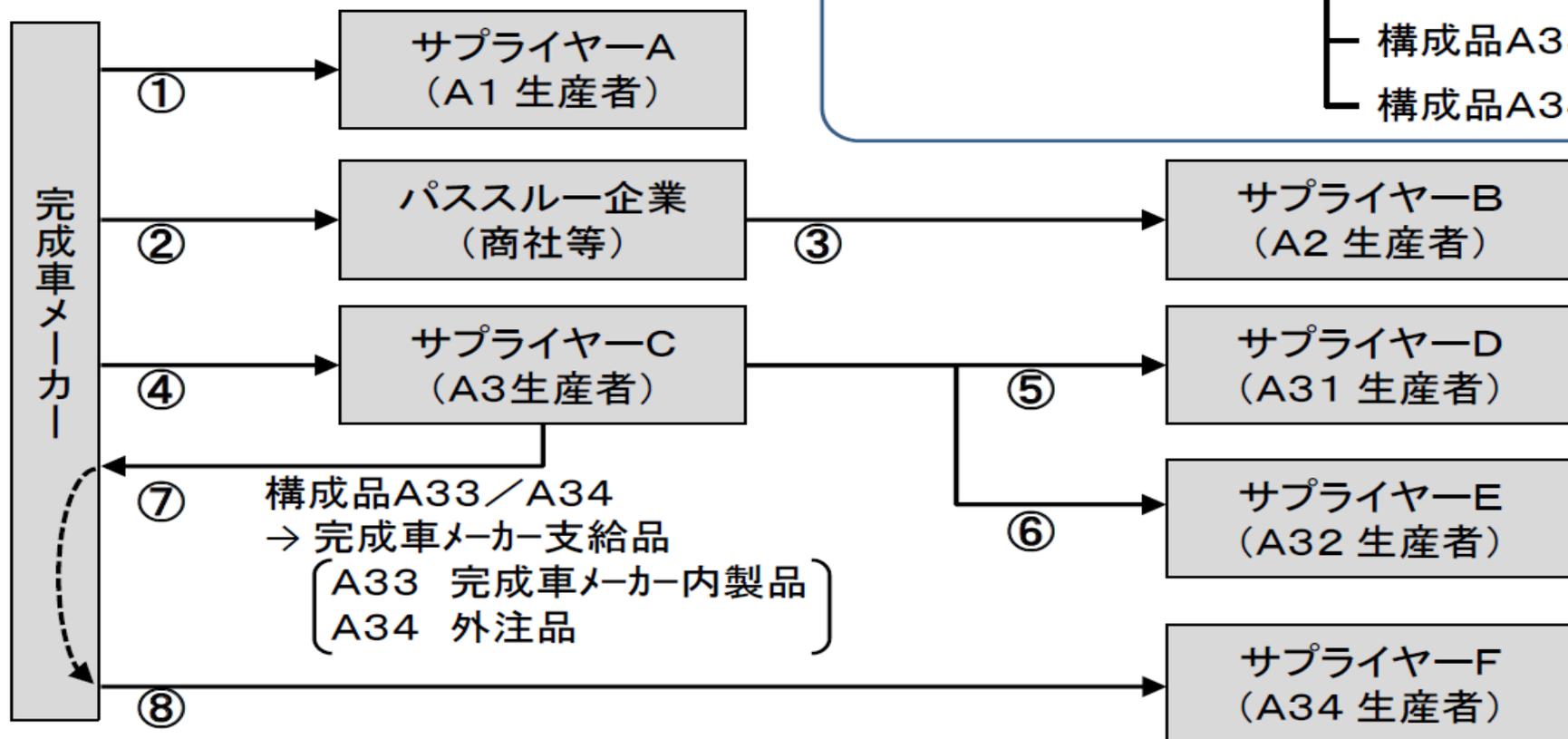
自動車部品のサプライチェーンは階層が深く、多くの部品メーカーに原産性調査にご協力いただいております、自動車の原産地証明が複雑化



- ほとんどの原産性調査はTier1で完了せず、Tier2、Tier3以降に遡って調査が必要
- 遡るにしたがって、ノウハウやマンパワーが少なく、正しい判定に苦慮

自動車のサプライチェーンは、パススルー企業として商社等が関係するケース等様々であり、**原産性調査が複雑化**

様々なサプライチェーンを
考慮する必要あり



原産性調査フォーマットは各社統一されておらず、また依頼や結果授受はEメールを中心とした**手作業**で、EPA活用まで多くのご負担をお掛けしている

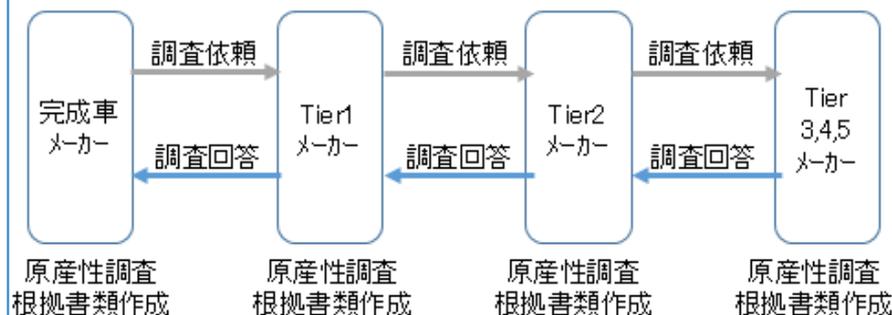
原産地調査フォーマット

完成車 メーカー-A 完成車 メーカー-B 完成車 メーカー-C 完成車 メーカー-D 完成車 メーカー-E 完成車 メーカー-F



各完成車メーカーのフォーマットに合わせて
サプライヤー証明書作成するため工数大

依頼・回答



4~24週間

Eメールとエクセルでの依頼・回答
原産性調査と根拠書類作成

1. EPAの活用
2. 原産性調査
3. 自動車業界の取り組み

自動車業界が協力し、部品メーカー各社の困りごとを自動車業界全体の課題として明確にし、具体的に対応を図る活動を開始

<自動車産業の原産性証明の課題：原産性証明サプライチェーン内の構図>



各社様の困りごとに対して活動を実施

<困りごと>

<活動>

手続き	EPA適用の手順が統一されていない、内容そのものが複雑	➤ (1) ガイドラインの策定・合意 ➤ (2) 標準化活動 【証明内容統一とガイドライン策定、標準化】
負荷	証明作業自体の負荷が高く対応が困難	➤ (3) 効率化活動 【業務のシステム化による業務サポート、専門家相談窓口の設置】
知識	自社としてのEPA適用が無いため知見が無い	➤ (4) 普及活動 【説明会、ワークショップを開催し経営層から実務層まで活動紹介、教育実施】

ルールの標準化、その業務をシステムで型に嵌めて効率的に実施できるよう活動

自動車業界が協力し、自動車業界の原産性調査ガイドラインを策定・合意
ガイドラインは、サプライチェーン全体の負荷低減を目的に、3つの柱で構成

部品メーカーにおいて今後期待できること

自動車メーカーの調査方法が統一されることで、**原産性調査の工数削減を図れる**

1. 証明方法・回答方法の統一

- ・「自動車業界標準」と「条件を満たせば採用可」の2つの証明方法を規定
- ・どの自動車メーカーの調査依頼にも、サプライヤは標準としてサプライヤ証明書または同意通知書で回答が可能

2. 業務の平準化

- ・回答納期については調整可能
- ・調査依頼の頻度を平準化
- ・極力まとめて調査依頼をする

3. 役割分担の明確化

- ・輸出者としての自動車メーカーと生産者としての部品メーカーの役割を明確化

原産性の確認調査が行われる場合、最初に輸出者が対応、同意通知書の有効期限・証明書の再調査の判断は輸出者が対応 など

The screenshot shows the JAPIA website with the following content:

- Header: JAPIA 部品工業について 機関誌 連絡 ライブラリー 統計 本部 会員情報
- Search bar and language selector (English).
- Main heading: EPA原産性調査 フォーマット類と運用マニュアル (第三者証明用)
- Introductory text: 日EU・EPAやTPP11といった広域のFTAが実施し、域内でのEPA利用は今後一層普及と見られることが予想されます。日本の自動車業界が最大限にEPAのメリットを享受するためには、業界全体でEPA原産性証明に関する作業の標準を定め、新たな作業を効率よくミスなく正確に行うための標準プロセスを確立させる必要が急務です。
- Text: この状況を克服し、部品工業では日本自動車工業会と協働して、EPA原産性調査に関するガイドラインを策定しました。更に部品工業として、ガイドラインに基づいた標準フォーマット類と標準フォーマットの運用マニュアルを作成しました。
- Text: この標準フォーマット類と運用マニュアルは、EPA原産性調査を行う際に依頼書（輸出書）と回答書（生産者）の両方で利用いただくことを前提に作成されており、部品工業が独自でなく仕入れ先にもご利用いただくことができます。
- Text: 本標準フォーマット類と運用マニュアルが、各社のEPAの活用にお役に立てれば幸いです。
- Download links:
 - ▼ガイドライン（第三者証明制度）[PDF 429KB]
 - ▼EPA原産性調査_第三者証明用標準フォーマット類 [Excel 98.8KB]
 - ▼EPA原産性調査_第三者証明用標準フォーマット運用マニュアル [PDF 2.65MB]
- Footnote 1: この標準フォーマット類と運用マニュアルは、第三者証明用です。日EU・EPA、TPP11等の自己申告制度用のフォーマット類と運用マニュアルは現在作成中です。
- Footnote 2: 標準フォーマット類のファイルは、元のフォーマットが1つずつのシートに分かれています。それぞれのシートは、「第三者証明用回答」に会社名等を入力すると他のシートに反映されるように開発がなされています。

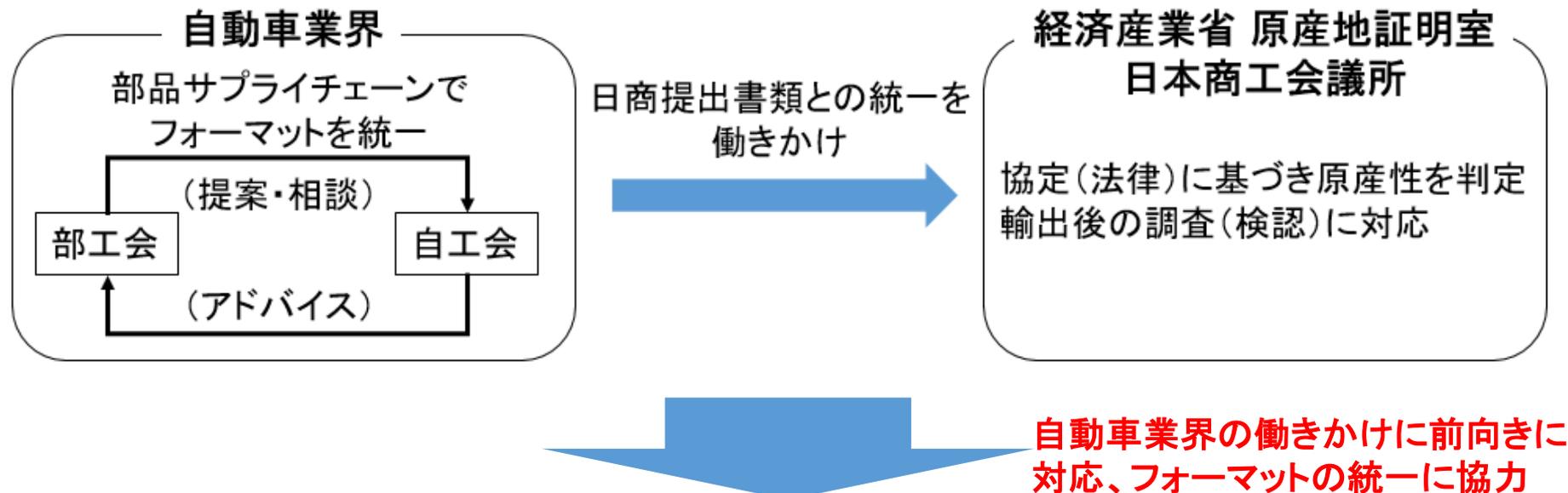
▼ガイドライン（第三者証明制度）[PDF 429KB]

▼EPA原産性調査_第三者証明用標準フォーマット類 [Excel 98.8KB]

▼EPA原産性調査_第三者証明用標準フォーマット運用マニュアル [PDF 2.65MB]

部工会HPにて公開、現在運用中

原産性証明にかかわる経済産業省、日本商工会議所と連携し、標準化を実現



- 自動車業界からの提案を全判定事務所で検討
- 輸出者と生産者の利便性を考慮し、多くの項目について自動車業界と統一を合意
- 2020年度以降も連携を維持し、様々な検討を進めることで一致
 - 各判定事務所の審査項目の統一
 - 書類の提出方法の統一
 - 書類の記載方法の統一
 - 提出する書類の種類の一貫性 ...

標準化した業務を元に**業界共通システム(JAFTAS)**を構築

JAFTASだけでなくサポートデスクも設置し**部品メーカーの負担を軽減**

JAFTAS費用は依頼者(完成車メーカー等)負担

部品メーカーにおいて今後期待できること

- ①処理を定型化することで回答が容易になり、**担当者の負担減に繋がる**
- ②回答の精度が向上し、**コンプライアンス面の不安の軽減**できる

原産性調査と自動車業界の難しさ

複雑な原産地規則

難しいHSコード分類

工数が掛かる情報入手

書類作成の工数と保管期間

数多い構成部品

サプライチェーンの深い階層

多様なサプライチェーン

統一されていないフォーマットと
Eメールとエクセルによる依頼・回答

JAFTAS対応

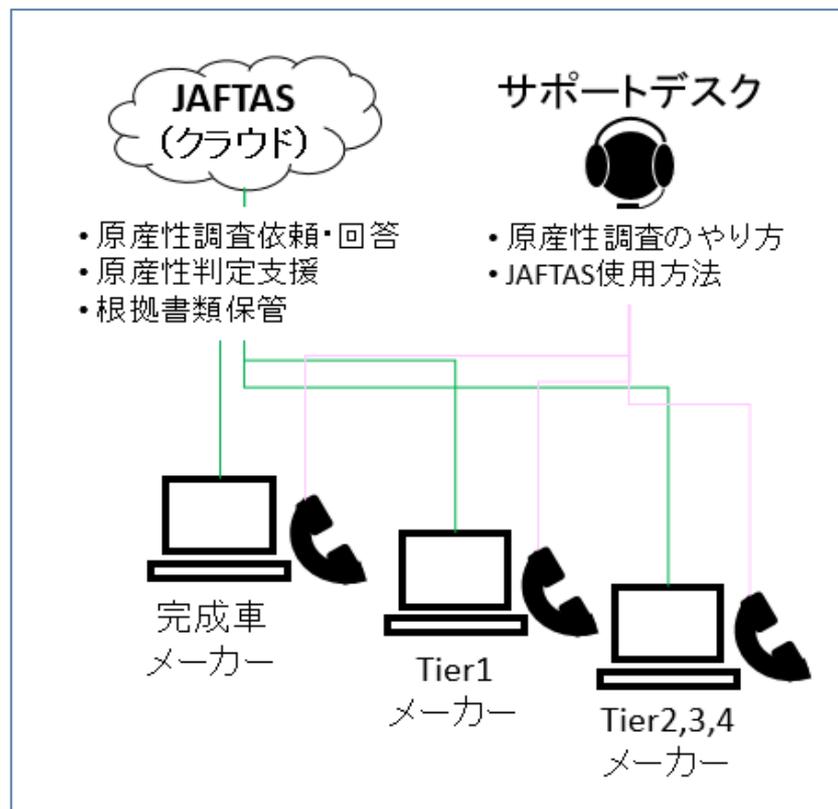
原産性調査依頼
・回答授受

原産性判定支援

根拠書類保管

ソフト対応

サポートデスク



より多くの「知る機会」を作るため、部品メーカーの経営幹部から実務担当者まで階層別に**説明会**、及び、**操作説明会**を設定

【経営幹部向け】

説明会	時期	目的
1. JETRO主催 EPA活用セミナー	7月 ※その後 Web掲載	自動車業界の取り組みの背景・概要を説明 目的①自動車業界の取り組みを知っていただく 目的②自動車メーカーの説明会や各種WSへ実務担当者を派遣いただく
2. 自動車メーカー主催 説明会		自動車メーカーごとの方針・移行方法等の説明 目的:取引先の方針をご理解いただく

【実務者向け】

説明	時期	目的
3. 自動車メーカー主催 説明会		上記2. と同様
4. 操作説明会（ライブ）	8月以降	JAFTASの機能及び使い方説明会 ・標準パターン別のサンプルに沿った基本的な画面操作説明 ・Webでのライブ配信（少人数～300人） ・質疑応答にも対応
5. 操作研修（オンデマンド）	8月以降	JAFTASの機能及び使い方説明会 標準パターン別のサンプルにそって自己学習するプログラムをご提供（2000社枠準備） ・クイックマニュアル、操作マニュアル ・動画解説（操作説明会と同等内容） ・JAFTASでの画面操作（トライアル環境）

※4. 5.は、JAFTAS運用会社（東京共同トレード・コンプライアンス）が主催

	7月	8月	9月	10月
JETRO主催 EPA活用セミナー	本日 ▼	JETROウェブサイト掲載期間（11月迄）		
自動車メーカー主催 説明会	↔ 導入各社個別に開催			
JAFTASの機能 及び 使い方説明会		▼	操作説明会（ライブ）	
		▼	操作研修（オンデマンド）	
JAFTAS立上げ			Aグループ ▼	Bグループ ▼

【ご参考:JAFTAS立ち上げタイミングまとめ(2020年7月時点)】最新状況は、各社にご確認ください。

Aグループ: いすゞ自動車株式会社、川崎重工株式会社、株式会社SUBARU、株式会社デンソー、トヨタ自動車株式会社、本田技研工業株式会社、三菱自動車工業株式会社

Bグループ: ダイハツ工業株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社

1月以降導入予定: スズキ株式会社、ヤマハ発動機株式会社 ※JAFTASの導入は各社判断

各種説明会/ワークショップのご案内方法と申し込み方法 29

【経営幹部向け】

説明会	ご案内方法	申し込み方法
1. JETRO主催 EPA活用セミナー	11月までJETROウェブサイトに掲載	
2. 自動車メーカー・原産性調査 依頼者主催 説明会	各自動車メーカー・原産性調査依頼者から、取引先の窓口へ連絡いたします。 詳細は、自動車メーカーへお問い合わせください。	

【実務者向け】

説明会	ご案内方法	ご案内時期	申し込み方法	申し込み時期	開始時期
3. 自動車メーカー主催 説明会	上記2. と同様				
4. 操作説明会 (ライブ)	各自動車メーカー および JAFTAS HP (https://jaftas.jp)	7月	JAFTAS HP (https://jaftas.jp)	7月	8月
5. 操作研修 (オンデマンド)					

※JAFTASに関することや操作説明会については東京共同トレード・コンプライアンスへお問い合わせ下さい
(連絡先) 電話番号:03-5219-8761 Eメール:jaftas_support@tktc.co.jp

① まとめ

- EPAの活用が拡大し海外での競争力強化することは、「ものづくりの力」を日本国内に維持することに結びつき、日本経済全体の活性化にもつながります
- 自動車業界の取組み(ガイドライン・システム化)によって、**部品メーカーの業務負担軽減を図り、EPA活用促進に繋げていきたいと考えています**

② EPAの活用に向けたお願い

- 今までの原産性調査へのご協力に感謝いたしますとともに、今後も輸出競争力を高め日本の「ものづくりの力」を維持するため、引き続きEPA活用に向けたご理解と原産性調査へのご協力をお願い致します
- 原産性調査のシステム化(JAFTAS)について詳細をご説明致しますので、**自動車メーカーによる説明会等にご参加願います**
- 今後、EPAの活用をさらに拡大していくため、原産性調査業務の強化についての**社内体制の再検討をお願い致します**